

地域計画

策定年月日	令和7年1月24日
更新年月日	富士川町 (第1回)
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	富士川町 19368
地域名 (地域内農業集落名)	(土録地区) 土録第3工区

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1.12 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1.12 ha
② 田の面積	- ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.12 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該エリアは、大法師山に位置し、桑やユズ栽培が盛んな地域でした。しかし、近年の本格的な人口減少・高齢化の進行により、遊休農地が増加し、農用地保全活動を継続していくことに課題を抱えている。そのため、農業法人の参入を目指し、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・今後は、特産農作物の開発・栽培を地域組織全体で取り組んでいく。
- ・集落営農組合の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、人材の確保、組織体制の強化、若手人材を確保を図っていく。
- ・収益性の高い農作物の栽培・開発を行っていく。
- ・農福連携の農園運営を行っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
中間管理機構の活用を進めつつ、地区内及び近隣地区の農業者と営農組合が情報交換を行い、計画的に農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	-	%	将来の目標とする集積率
			- %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
町と農業委員会が一体となり、農地の利用調整に取り組み、集約化した条件で担い手に農用地が集約されるよう務めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
中間管理機構の活用を進めつつ、地区内及び近隣地区の農業者と営農組合が情報交換を行い、計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構の認知度が低く、利用方法・メリットなどが浸透していないため、町と農業委員会でパンフレットの配布、説明会を行う。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上を図るために、水路や農道の整備、農地の区画整理など基盤整備について、実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
営農組合を持続可能な団体としていくため、現在活動の組合を加えて、地域内外からの若手農業者の発掘・育成を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託の取組
受託業務を行う生産組織等の育成を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策の取組方針
侵入防止柵管理を設置し、鳥獣害の農作物の被害を減らす取組を農業者と町で行っていく。

③スマート農業の取組方針
基盤整備事業を行い、地域に見合ったスマート機器を導入し、営農の省力化に取り組んでいく。

⑦保全・管理等の取組方針
現状、高齢化が進んでおり、保全・管理が難しくなってきたことから、農地バンクを活用し、賃借権の設定を行い、担い手と特定農業作業受託契約などを結ぶことで、引き続き、耕作が継続できるよう農業委員会と町で新規就農者の担い手を確保していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	果物・野菜	0.06 ha	0 ha	果物・野菜	0.06 ha	0 ha	-	-
利用者	B	果物・野菜	0.14 ha	0 ha	果物・野菜	0.14 ha	0 ha	-	-
利用者	C	果物・野菜	0.03 ha	0 ha	果物・野菜	0.03 ha	0 ha	-	-
利用者	D	果物・野菜	0.10 ha	0 ha	果物・野菜	0.10 ha	0 ha	-	-
利用者	E	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	-	-
利用者	F	果物・野菜	0.08 ha	0 ha	果物・野菜	0.08 ha	0 ha	-	-
利用者	G	果物・野菜	0.06 ha	0 ha	果物・野菜	0.06 ha	0 ha	-	-
利用者	H	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	-	-
利用者	I	果物・野菜	0.07 ha	0 ha	果物・野菜	0.07 ha	0 ha	-	-
利用者	J	果物・野菜	0.03 ha	0 ha	果物・野菜	0.03 ha	0 ha	-	-
利用者	K	果物・野菜	0.06 ha	0 ha	果物・野菜	0.06 ha	0 ha	-	-
利用者	L	果物・野菜	0.16 ha	0 ha	果物・野菜	0.16 ha	0 ha	-	-
利用者	M	果物・野菜	0.11 ha	0 ha	果物・野菜	0.11 ha	0 ha	-	-
利用者	N	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	-	-
利用者	O	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	果物・野菜	0.05 ha	0 ha	-	-
利用者	P	果物・野菜	0.04 ha	0 ha	果物・野菜	0.04 ha	0 ha	-	-
計	16経営体		1.12 ha	0 ha		1.12 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農業作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。